

外来化学療法を受けられる患者様へ

～外来腫瘍化学療法診療料1の施設基準に関わる掲示～

1. 医師・看護師・薬剤師を院内に常時1名以上配置しており、外来化学療法を実施している患者様からの電話などによる緊急の相談などに 24 時間対応できる連絡体制を整備しています。
2. 外来化学療法を実施している患者様の緊急時には、患者様が受診・入院できる体制を確保しています。
3. 治療において実施されるレジメン(治療内容)は、化学療法に関わる医師・看護師・薬剤師などから構成される委員会において、妥当性を評価し、承認されたレジメンを採用しています。

成田富里徳洲会病院 化学療法委員会

レジメン審査委員会